

地域安全マップについて

1	地域安全マップとは何ですか。	地域の通学路や公園などを点検して、 犯罪が起こりやすい場所(危険箇所)をマップ上に表したものです。
2	だれがマップを作成するのですか。	応募団体 が、団体内や地域の方々と検討のうえ作成してください。
3	どこを点検するのですか。	目視可能な公共の場所 に限ります。個人の住宅などの私的な場所は、プライバシーの侵害になるので対象外とします。
4	マップ上に何を記載するのですか。	犯罪が起こりやすい場所(危険箇所)を記載します。 危険箇所を中心に、今回設置したい防犯カメラの設置場所や、通学路、既設防犯カメラ、110番の家・店等を記載し、どこに防犯カメラを設置するかご検討ください。
5	危険箇所とは何ですか。	「入りやすい場所」、「見えにくい場所」を判断基準として、該当する場所を犯罪が起こりやすい「危険箇所」とします。
6	「入りやすい場所」とは、どのような場所ですか。	境界等が設けられておらず、 <ul style="list-style-type: none"> ○ 犯罪を実行しようとする者が、簡単に怪しまれることなく被害者や犯行場所に近づける場所 ○ 邪魔になるものがなく、簡単に犯罪を実行できる場所 ○ 犯行後すぐに逃げることができる場所 のことで、道路、路地、公園等があります。
7	「見えにくい場所」とは、どのような場所ですか。	周囲からの視線が届きにくく、 <ul style="list-style-type: none"> ○ 助けを求めても誰からも助けてもらえそうにない場所 ○ 警察に通報されるおそれが少ない場所 のことで、トンネル、地下通路、路地、樹木に囲まれた公園等があります。このほかに、人通りがあっても、 <ul style="list-style-type: none"> ○ 見て見ぬふりをされそうな場所 として、駅前広場、落書きが放置された場所等があります。
8	どうやって作ればよいのですか。	カメラの設置予定場所、撮影予定方向、危険箇所等の検討結果を示すものであれば、手書きやパソコン利用など、 体裁は問いません。 ただし、 用紙サイズはA3又はA4 としてください。
9	地図のコピーに書き込みしたものは地域安全マップとして提出できますか。	著作権を有する地図発行元の許可が必要です。 なお、国土地理院の地図(インターネットの検索サイトで「地理院地図」を検索)を利用して作成した地域安全マップを補助事業の関係書類として添付する場合は、許可は不要です。
10	複数箇所応募の場合、マップは複数枚必要ですか。	複数の危険箇所と防犯カメラの設置予定場所の記入があれば、1枚のマップでもかまいません。